

# スケジュールについて

# 医療法改正について

「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）が令和7年12月12日に公布

## 医療法改正の概要

- 1 オンライン診療に関する事項（令和8年4月1日施行）
- 2 美容を目的とした治療を行う病院等の報告等に関する事項  
（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
- 3 基準病床数に係る都道府県知事の権限の見直しに関する事項（令和9年4月1日施行）
- 4 病床の機能の分化及び連携の推進のための協議に関する事項（令和9年4月1日施行）
- 5 基本方針に関する事項（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日又は令和9年4月1日施行）
- 6 地域医療構想の位置付けに関する事項（令和9年4月1日施行）
- 7 医療計画の策定事項の見直しに関する事項  
（公布日、令和8年4月1日又は令和9年4月1日施行）
- 8 医療機関機能の報告に関する事項（令和8年10月1日施行）
- 9 協議の場の見直しに関する事項（令和9年4月1日施行）
- 10 外来医師過多区域における都道府県知事の要請等に関する事項（令和8年4月1日施行）
- 11 地域医療構想における精神病床の追加に関する事項  
（令和9年10月1日又は令和10年4月1日施行）

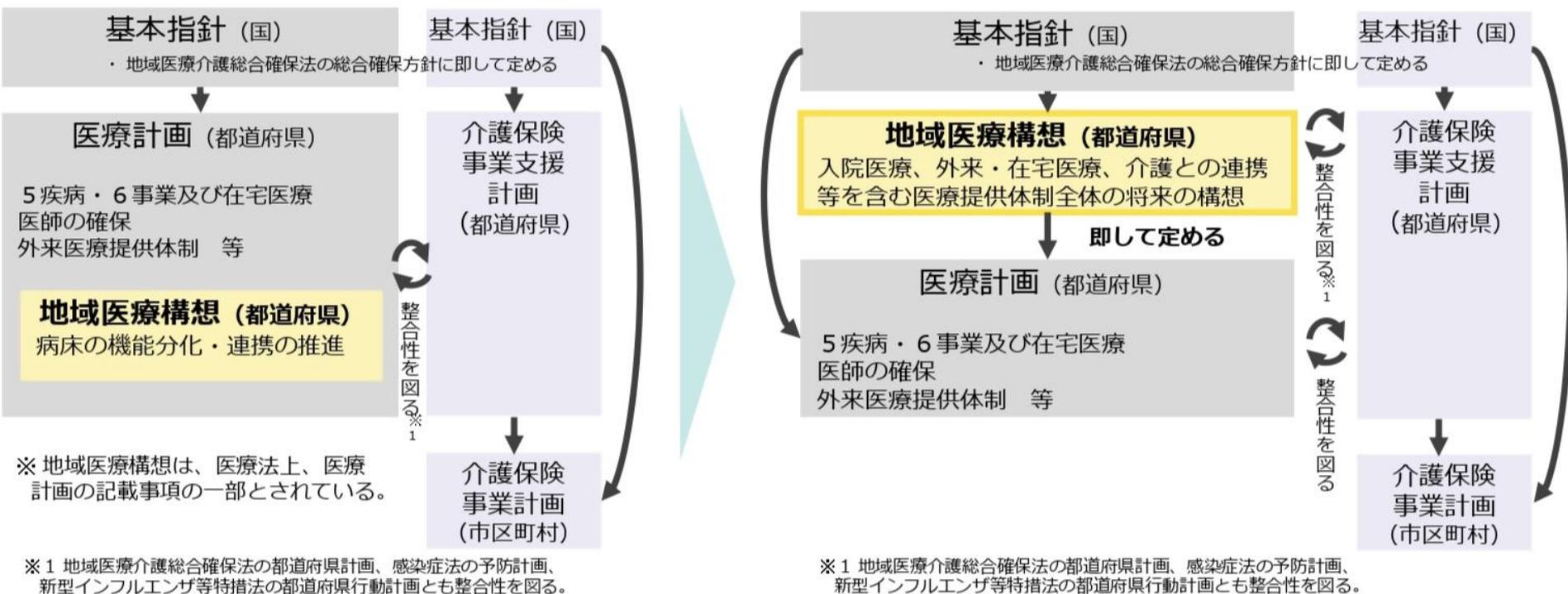
# 地域医療構想の位置付けについて

現行の地域医療構想は、医療計画の記載事項の一つとして位置づけられている。

令和9年4月1日から、地域医療構想は、入院医療だけではなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の将来の構想として、医療計画の上位に位置づけられる。

<現行>

<今後>



# 国の想定スケジュール

新たな地域医療構想の策定スケジュールについて、国は以下のとおり想定している。  
 (新たな地域医療構想が策定されるまでは、改正法の経過措置により、現行の地域医療構想が新たな地域医療構想とみなされる。)

	(R7) 2025年	(R8) 2026年	(R9) 2027年	(R10) 2028年	(R11) 2029年	(R12) 2030年
区域点検・見直し		区域の点検 構想区域の見直し				
必要病床数		必要病床数の算出 機能分化連携の議論			取組の推進	
医療機関機能の確保		医療機関機能の確保 連携・再編・集約化の議論				
外来・在宅介護との連携等		慢性期需要等の見込みの共有 介護との連携等に係る議論				
医療従事者の確保	これまでの医師偏在対策等の 取組の推進					
		各職種の新たな確保対策も 踏まえた取組				

# 岡山県の策定等のスケジュール（案）

	(R7) 2025年度	(R8) 2026年度	(R9) 2027年度	(R10) 2028年度	(R11) 2029年度	(R12) 2030年度
現行の地域医療 構想の評価						
区域点検・ 見直し						
必要病床数						
医療機関機能の 確保						
外来・在宅 介護との連携等						
医療従事者の 確保						
新たな地域医療 構想のとりまとめ						

取組の推進